社会福祉協議会の支会活動

本会では地域福祉の推進を図るため、市内２３の連区単位に支会が組織されています。支会は住民から寄せられた会費を財源とし、地域にある様々な福祉課題やニーズを見つけ、問題解決に向けて住民が主体的に運営していく組織です。

メンバーは町会長、民生児童委員、各種福祉団体、ボランティアの代表者などで構成され、地域の実情に合わせた福祉活動を実践しています。

加入いただいた会費は下記のような活動を各支会で有効に活用されています。

主な活動内容は以下のとおりです。

＜会費の種類＞

・一般会員　１口　500円
・法人会員　１口　1,000円
※１口以上でご協力お願いします。

（地域福祉活動）

児童・高齢者・障害者等の福祉団体の活動を支援し、同時に住民への福祉教育も充実させ、ボランティアを始めとする地域福祉の担い手を育成します。

（地域振興活動）

公民館活動、交通安全対策、防犯・防火対策、各種団体への助成などにより、地域の活性化を図り、福祉の向上に寄与し、住みやすいまちづくりを目指します。

（ふれあい事業）

ひとり暮らしの高齢者が孤独感、疎外感を感じることなく、潤いのある日常生活が送れるよう相互の交流を深める集いを開催します。

（見守りネットワーク事業）

高齢者・障害者などの孤独死、DV、子どもの連れ去りなどの社会問題を未然に防ぐため、関係団体が連携し見守り活動を実践します。

（敬老会事業）

多年にわたり社会の進展に貢献された高齢者に対し、敬愛と感謝の意を込めて敬老会を開催して長寿をお祝いします。

日常生活自立支援事業をご存知ですか？

認知症高齢者や知的・精神障害者の方々のために安心して暮らせるお手伝いをします。

どんな人が利用できるの？

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方

※手帳を持っている方、診断を受けている方に限られるものではありません。

※病院や福祉施設に入っている方も利用することができます。

どんな援助をしてくれるの？

◆福祉サービスの利用援助
- さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
- 福祉サービスの利用料の支払い手続き
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

◆日常的金銭管理サービス
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 病院への医療費の支払い手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- 生活費に必要な預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き

◆書類等の預かりサービス
- 銀行の貸金庫で通帳や印鑑、証書など大切な書類の保管

〈預かることのできるもの〉
年金証書、預貯金通帳、銀行届出印、実印、証書（保険証書・不動産権利証書・契約書等）など

〈預かることのできないもの〉
宝石、書画、骨董品、貴金属など

※預かりサービスのみの利用はできません

利用料はいくらかかるの？

援　助　内　容	利　　用　　料
●福祉サービスの利用援助 ●日常的金銭管理サービス	1回　1,200円　生活保護受給者は無料
●書類等の預かりサービス	月額　250円（年間3,000円）

ご相談・問合せ　本部 TEL24－2940

プライバシーに配慮し秘密は厳守します